

少子化時代における乳幼児の養育と家計

求められる子育て費用の究明

1 少子化の進行

『2001年版 厚生労働白書』によれば、わが国の2000年の合計特殊出生率(注1)は概数で1.35。ミレニアムベビー効果があっただけで、戦後最低の出生率を記録した一昨年の1.34を僅かに上回ったものの、人口を維持するのに必要な水準である2.08を大幅に下回る状態が続いている。

このまま少子化が進行すれば、2007年を境にわが国の総人口は減少に転じることが予測されている。このため、子育てを社会的に支援し、出生率低下に歯止めをかけることを目的とした多様な対策が急ピッチで進められている(注2)。

注1) ここでいう合計特殊出生率とは、期間合計特殊出生率(ある年の15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの)である。

注2) 厚生労働省監修『2001年版 厚生労働白書』ぎょうせい(2001)pp. 248~257参照。

2 男女共同参画社会と少子化問題

少子化問題は、21世紀のわが国が男女共同参画社会を実現するために克服しなければならない課題としても重要である。男女共同参画社会においては、男性と女性が職場、家庭・地域のいずれにおいても責任を担い、その個性と能力を十分に発揮しながら豊かに生き合うことが求められている(注3)。

現在、既婚女性の職業生活と家庭生活の両立を困難にしている最大の要因は子育て環境



東 珠実(あずま たまみ)

(椋山女学園大学生生活科学部助教授)

略歴

82年静岡大学教育学部卒業。84年静岡大学大学院教育学研究科修士課程修了。89年中京大学大学院商学研究科博士課程単位取得。93年同課程学位取得。名古屋栄養短期大学(現名古屋文理短期大学)助手・専任講師、椋山女学園大学生生活科学部専任講師を経て、96年4月より現職。

専門分野

生活経済学・生活経営学

主な著書

- 『生活経営学 - 21世紀における個人・家族の諸課題 -』家政教育社(共著)
- 『消費者のための経済学』同文館(共著)
- 『21世紀の生活経済と生活保障』建帛社(共著)
- 『生活の経済学と福祉』建帛社(共著)

の未整備にあり、この問題を解決しない限り、真の男女共同参画社会の達成はありえない。よりよい子育て環境の創造が、目指すべき社会を現実のものとし、少子化の進行を食い止める力となるのである。

このような背景のなか、今年7月に閣議決定された「仕事と子育ての両立支援策の方針」のなかで、特に注目を集めているのが保育所の「待機児童ゼロ作戦」である。

すなわち、就学前の乳幼児をかかえるライフステージにある女性の就労促進は、当面する最大の課題とみられている。わが国の女性の年齢階級別労働力率がM字型であることはよく知られているが、M字型の底、つまり生涯のなかで目立って労働力率が低いのがまさにこのライフステージである。

3 重い子育ての費用負担

少子化問題を考えるにあたっていまひとつ重要な側面は、子育てに伴う費用の負担についてである。

男女共同参画社会に関する世論調査の結果より「出生数減少の理由(複数回答)」をみると、第1位に「子どもの教育にお金がかかるから(58.2%)」、第2位に「経済的に余裕がないから(50.1%)」が挙げられている(注4)。つまり世論は、少子化のより直接的な原因として、子育てに伴う経済的負担の問題を指摘しているのである。子どもの教育・養育にかかる費用については、すでにいくつかの

これらのことから、乳幼児をかかえる時期にある家庭の生活状況を正しく認識し、その改善の方途を追究することが、今後の少子化問題の解決のために不可欠であるといえよう。

注3) 総理府編『2000年版 男女共同参画白書』大蔵省印刷局(2000)pp.158~178参照。

試算例もみられるところであるが、上に述べた問題とあわせて考えるとすれば、特に乳幼児をかかえる世帯に焦点を当てた子育て費用の究明が求められる。

本稿では、このような問題認識のうえに立ち、乳幼児養育費の算定とその結果の分析を試みる。分析結果を通して、就学前の子どもをもつ世帯の家計に関する状況を明らかにし、少子化問題解決の糸口を見出したいと考える。

注4) 国立社会保障・人口問題研究所HP <http://www1.ipss.go.jp/tohkei/Data/Relation/2_Factor/2_baby/1-2-B03.htm> 参照。

乳幼児向け支出の実態

1 乳幼児向け支出とは - 「基礎的支出」と「選択的支出」

乳幼児の養育に必要な費用の捉え方には、多様なアプローチがある(注5)。

最も一般的な考え方は、家計が乳幼児を養育する目的で支出した金額の合計をその費用として捉えるものである。ここには、粉ミルクや紙おむつ、子どもの衣類や幼稚園の費用など、子ども(ここでは乳幼児)が消費の主

体となる財やサービスが含まれる。本稿では、これを「乳幼児向け支出」と呼ぶことにする。

世帯の乳幼児向け支出には、次のような異なる性質をもつ支出が混在している。すなわち、ひとつは、粉ミルク、紙おむつ、子ども服やおもちゃのように、それぞれの消費量に個人差があるとはいえ、乳幼児がいる世帯で

は概ねどこの世帯でも一定量が消費されると
思われる基礎的な支出、もうひとつは幼稚園
等の教育費、保育所費用のように、世帯のお
かれた状況やライフスタイルの違いによって
その支出の有り様が大きく異なる選択的支出
である。

なお、選択的支出に関わる幼稚園と保育所
の相違については、前者は文部科学省管轄の
就学前教育機関であるのに対し、後者は厚生
労働省管轄の児童福祉施設である点に注意が
必要である。このため、幼稚園では3歳以上
の幼児が対象であるのに対し、保育所ではそ
れ以下の乳幼児も対象となっている。

2 乳幼児向け支出の実態

乳幼児向けの基礎的支出を明らかにするた
めには、世帯類型別・品目別の家計消費デー
タが必要となる。これらのデータは、総務省
(旧総務庁)統計局が5年に1度実施してい
る『全国消費実態調査』によらなければならない。ここでは1999年に実施された調査の結果に基づいて同支出を求めることにする。

他方、選択的支出としての幼稚園等教育費
や保育所費用に関しては、全国消費実態調査
のデータを用いることは適切ではない。同
データはそれぞれを支出している家計も支出
していない家計もあわせて全国の平均額を求
めたものであるからである。そこで、幼稚園
等教育費については、文部科学省(旧文部省)
の『子どもの学習費調査』から、保育所費用
については筆者の居住する名古屋市の保育所
保育料基準額からデータを得ることにする。

さらに保育所では、父母の就労等の理由に
よって、その子どもが「保育に欠ける(家庭
での児童の保育ができない)」状態であること
が入所の要件とされている。

注5) 筆者らはすでに(社)日本家政学会家庭経
済学部会編『21世紀の生活経済と生活保障』
建帛社(1997)のなかで、多様な考え方(武
藤博道『日本における子育てコストと子供
需要』『日本経済研究』第22号、pp.119~
136(1992)などを参照)に基づく乳幼児養
育費を算定している。本稿では、それらの
方法に依拠しながら、新しいデータを用い
て順次、乳幼児の養育に必要な費用の現状
を明らかにしていく。

(1) 基礎的支出

上記のデータに基づいて求められた乳幼児
向け支出は、図1のとおりである。乳幼児向
けの基礎的支出は、子どもの人数と年齢によ
って大きく異なり、子どもが多いほど、子ど
もが年少であるほど、より多くの支出が必要
となる。また、その内訳をみると、いずれの
場合も共通に、乳幼児被服履物費が最も大き
い。

その1か月当たりの支出額は数千円から1
万円前後に及んでいる。これに次いで支出額
の大きい費目は紙おむつ代で、特に2歳以下
の子どものいる世帯での支出額が大きい。粉
ミルク代も同様の傾向をもつことはいままで
もない。この結果、2歳以下の子どもを2人
かかえる世帯では、毎月紙おむつ代と粉ミルク
代で7千円あまりを費やし、被服費も合わ

図1 乳幼児向け支出（1か月当たり；円）

| 基礎的支出 1世帯当たり | 夫婦と乳幼児1人世帯 | | 夫婦と乳幼児2人世帯 | | 夫婦と乳幼児 3人以上世帯 |
|-------------------|----------------------------|--------|-----------------------------|--------|------------------|
| | 長子2歳以下 | 長子3～6歳 | 長子2歳以下 | 長子3～6歳 | 長子6歳以下 |
| 粉ミルク | 1,141 | 11 | 2,158 | 616 | 1,491 |
| 紙おむつ | 2,905 | 296 | 4,642 | 2,035 | 3,067 |
| 乳幼児被服履物費 | 7,862 | 4,717 | 11,264 | 7,669 | 9,232 |
| 玩具 | 1,196 | 1,261 | 1,701 | 1,372 | 1,372 |
| | 13,104 | 6,285 | 19,765 | 11,692 | 15,162 |
| 選択的支出 乳幼児1人当たり | 幼稚園教育費 28,714 給食費を含む | | 幼稚園外活動費 12,657 補助学習費等 | | |
| | 41,371 | | OR | | |
| | 幼稚園等教育費（私立） | | 3歳未満児 | 第1子 | 3歳以上児 |
| | | | 44,700 | 24,700 | |
| | | | 22,350 | 第2子 | 12,350 |
| | | | 17,880 | 第3子以上 | 9,880 |
| | | | 保育所費用 | | |

注）・基礎的支出に関するデータは、総務省統計局『1999年全国消費実態調査 品目結果表』（<http://www.stat.go.jp/data/zensho/1999>）における世帯類型、品目別1世帯当たり1か月間の支出（勤労者世帯）に基づいた。
 ・選択的支出のうち幼稚園等教育費に関するデータは、文部科学省（旧文部省）『1998年度子どもの学習費調査』結果に基づいて算出した。
 ・選択的支出のうち保育所費用に関するデータは、名古屋市『2001年度保育所保育料基準額』D9階層に基づいた。

せるとおよそ2万円が乳幼児向けの基礎的支出として消費されていることがわかる。これに対し3～6歳の子どもが1人だけである場合には、乳幼児向けの基礎的支出は1か月当たり6千円にとどまる。

（2）選択的支出

次に、乳幼児向けの選択的支出をみていく。幼稚園等教育費（1998年度）については、私立幼稚園の場合、幼稚園に通うために必要な費用が1か月当たり2万9千円、補助学習や習い事などの費用が1か月当たり1万3千円で、これらを合わせると4万円を超える金額となる。

他方、保育所における保育料は、基本的に前年度の所得税などに応じて階層別に決定さ

れる。図1では、名古屋市のD9階層（2001年度）を例に挙げたが（注6）、保育料は、子どもの年齢と、その子どもが何番目の子どもであるか（保育所に入所している子どものうちの生まれた順）によって異なる。

最も高い3歳未満児・第1子の保育料は1か月当たり4万5千円であるのに対し、最も安い3歳以上児・第3子以上の保育料は1万円で、その違いは大きい。

なお、図には示していないが、所得税による階層別に目を向けると格差はさらに大きく、生活保護世帯であるA階層の保育料が無料である一方で、所得の最も高いD13階層の3歳未満児・第1子の保育料は61,600円となっている。

(3) 乳幼児向け支出の多様性

このように、乳幼児向け支出については、その基礎的な部分は子どもの人数や年齢によって、選択的な部分は父母の子育て観や教育観、就労状況とそれに基づく所得水準、そして子ども数と年齢の組み合わせなどによって決定することが明らかである。

以下では、乳幼児向け支出の多様な選択肢のなかからいくつかのパターンを想定し、そ

3 ケース別にみた乳幼児向け支出

(1) ケース別支出額

乳幼児の数や年齢、保育・教育状況の組み合わせに基づいて、ケース別の乳幼児向け支出を求めると、図2のとおりである。

2歳以下の乳幼児1人を自宅で保育する場合の乳幼児向け支出は、基礎的支出のみの1万3千円で、同世帯の消費支出(生活費総額)の5%を占めるにすぎないのに対し、この子どもを保育所に預けた場合の乳幼児向け支出は5万8千円となり、消費支出に対する割合も22%にまで跳ね上がる。

また、2歳以下の乳幼児1人を自宅で保育し3~6歳の乳幼児1人を幼稚園に通わせた場合、習い事をさせなければ乳幼児向け支出は4万円(同世帯の消費支出の14%)、習い事をさせれば5万3千円(同19%)、さらにこの2人をともに保育所に預けた場合の同支出は8万7千円(同30%)に及ぶことがわかる。

一方、子ども2人が3~6歳になれば、幼

れぞれのケース別に支出の実態を捉えることにしたい。

注6) 総務省統計局『2000年 家計調査年報』および『1999年 全国消費実態調査報告』より、乳幼児をかかえる世帯の平均的な所得税額を想定し、それに該当する階層としてD9階層を選択した。

なお、D9階層とは、所得税課税世帯であって、所得税額が24万円以上~30万円未満の層(名古屋市)。

稚園に通わせるより保育所に預けた方が乳幼児向け支出は小さくなる。すなわち、3~6歳の子ども2人を保育所に預けた場合の同支出は4万8千円(同世帯の消費支出の17%)であるのに対し、幼稚園に通わせた場合には、習い事をさせないケースでも6万9千円(同24%)、2人に平均的な習い事をさせたときには、その金額は9万4千円(同33%)にも達することが明らかである。

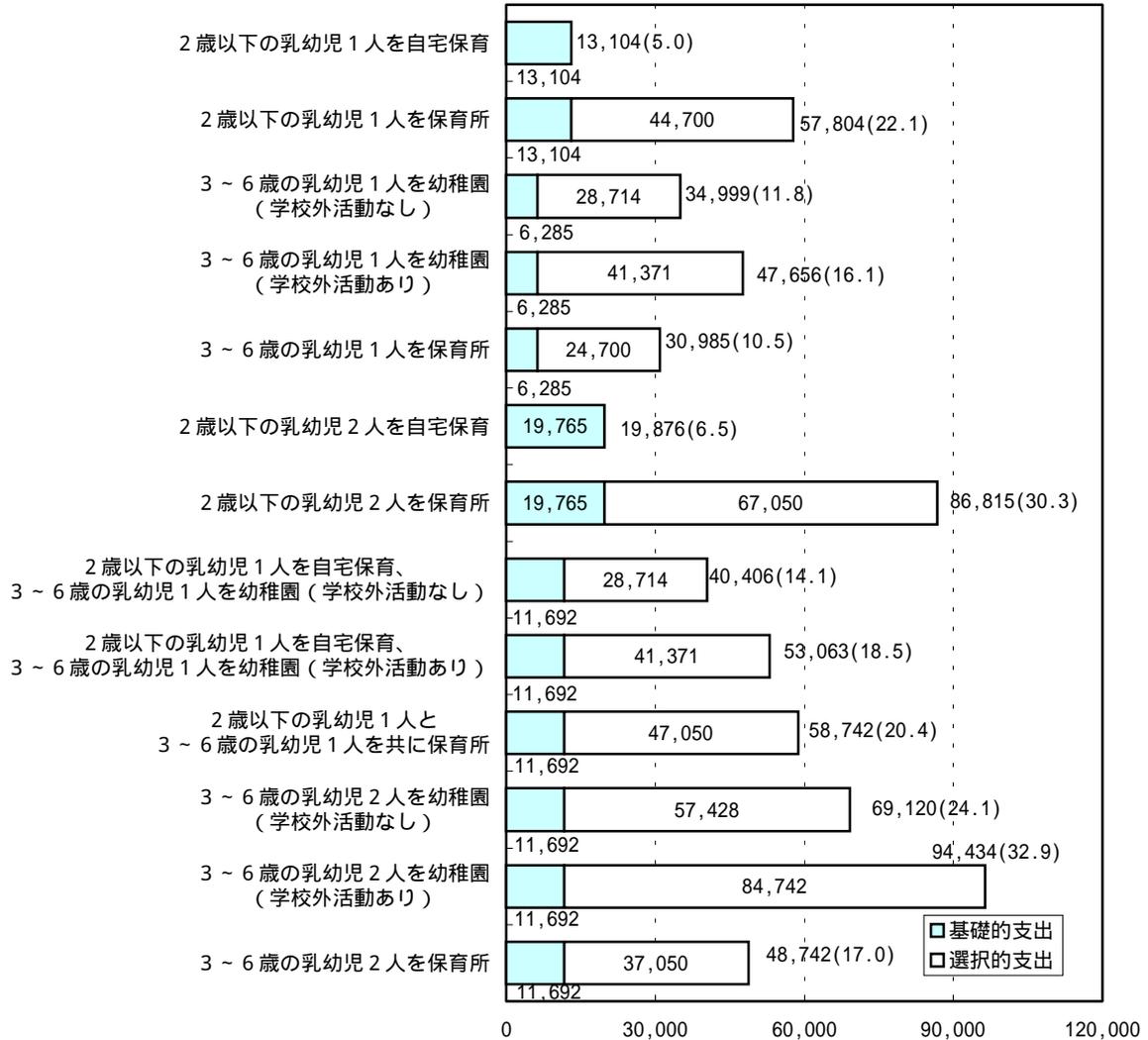
(2) 決定要因

これらを概観すると、まず、2歳以下の子どもを自宅で保育するか保育所に預けるかが、乳幼児向け支出の水準を決定する大きな要因であることがわかる。

また、子ども2人が2歳以下と3~6歳の場合には、保育所に預けるよりも幼稚園に通わせる方が乳幼児向け支出は小さいのに対し、子ども2人がともに3~6歳の場合には、幼稚園に通わせるよりも保育所に預けた方が同支出は小さくなる点は興味深い。

図2 ケース別乳幼児向け支出の算出例<1か月当たり>

(円)



注) データは、図1と同様である。

棒線の右の数値は、乳幼児向け支出(基礎的支出+選択的支出)

()内の数値は、消費支出に対する乳幼児向け支出(総額)の割合を示している。

ただし、ここで、幼稚園にかかる費用と保育所にかかる費用を比較・検討する際には、保育所に預けるための前提として父母の就労が要件である点を忘れてはならない。

母親が就労せずに保育所に預けるという選択は、原則としてありえないのである。

なお、本稿では名古屋市のD9階層を基準に保育所費用を求めているが、階層が上がれば、所得とともに保育料も上昇し、階層が下

がれば、所得とともに保育料も低下する。

また、保育所の運営費は国が一定の基準を決め負担をしているものの、各自治体の負担部分には格差がみられることから、地域によって保育料が大きく異なるという現状である。

このように選択的支出としての保育所費用を考える場合には、それぞれ世帯の所得水準や自治体の取り組みによっても状況がかなり違ってくることを付言しておく。

乳幼児養育費の算定

1 乳幼児養育費を算定するための方法

乳幼児を養育するためには、上記のような乳幼児向けの特定の支出が必要となるだけでなく、それらを含めて生活費の全体が乳幼児の発達段階に応じて増加すると考えられる。

そこで、個別の乳幼児向け支出がいくらであるかにかかわらず、全体として、乳幼児を

養育する場合にどれだけの費用がかかるとみられるべきかを明らかにするのが、「乳幼児養育費」の考え方である。

乳幼児養育費を求めるためには、表1のような多面的なアプローチが考えられる。

表1 乳幼児養育費を求める方法

| 番号 | 算定の仕方 |
|----|--|
| | 乳幼児のいる世帯といない世帯の消費支出の差額を求める。 |
| | 乳幼児のいる世帯のエンゲル係数が、乳幼児のいない世帯のエンゲル係数に比べてどの程度高いかを把握し、これを同じ水準にする(乳幼児養育のために低下した生活水準を元に戻す)ために必要な消費支出の追加額を求める。 |
| | 乳幼児のいる世帯と夫婦のみの世帯の「妻の勤め先収入」の差額、つまり乳幼児の養育のために妻が社会的就労の一部または全体を放棄した場合の逸失利益を求める。 |
| | 乳幼児のいる世帯といない世帯のそれぞれについて、金銭的収入と家庭内労働収入(家事、育児などの労働を社会的労働と同様に時間に依りて金銭換算したもの)を合算して生計費を把握し、両世帯の差額を求める。 |

(1) 消費支出比較による算定

このうち については、乳幼児のいる世帯の消費支出が必ずしも乳幼児のいない世帯の消費支出よりも十分に大きくはないという現実がある。

例えば、先に乳幼児向け支出を求める際に用いた『1999年 全国消費実態調査』のデータをみると、夫婦と乳幼児が2人の世帯(世帯主の年齢 33.7歳)の1か月の消費支出は287,192円であるのに対し、同世代の夫婦のみの世帯(世帯主の年齢 33.8歳)の消費支出は279,281円であり、その差額は7,911円にすぎない。これは上でみた乳幼児向けの基礎的支出にも満たない金額である。

つまり、乳幼児のいる世帯では、乳幼児の養育にかかる特定の支出の増加分を、別の支出を抑制することによって捻出しているという実態がある。このような状況を考慮すると、乳幼児のいる世帯といない世帯の消費支出の差額から乳幼児養育費を推計するのは困難といえる。

(2) エンゲル係数による算定

の方法は、世帯の生活水準の変化から子育て費用を捉えようとするものである。これについては、生活水準をはかる指標としてエンゲル係数、つまり食料費の割合を用いている点が、乳幼児養育費を見積もるには不向きである。

乳幼児、特に乳児は粉ミルクを除くと食料の消費がきわめて少なく、その割に他の支出を多く要するため、この方法によって求められる乳幼児養育費は過小評価される可能性が高い。子どもの年齢が高くなるほど、人数が多くなるほど、この方法によって求められる子育て費用は実態に近づくとと思われるが、本稿で乳幼児養育費を算定する方法としては適切であるとはいえない。

(3) 就労放棄に伴う損失による算定

の方法は、乳幼児を養育するために社会的就労を放棄する女性が多いことに鑑み、本来就労していれば得られるはずであった所得の機会損失分を乳幼児養育費として捉えるものである。

このような考え方に基づいて乳幼児養育費を求めることは、現在家庭内に潜在している女性労働力を社会的・経済的に評価することを意味する。

また、こういった方法によって得られた

データは、今後の男女共同参画社会における乳幼児養育期の女性の就労促進を検討する場合の基礎的データとしても重要である。

(4) 新しい生活費概念による算定

の方法は、乳幼児の養育時間コストの大きさに注目したもので、「新しい生計費概念(注7)」に基づく方法である。

「新しい生計費概念」とは、家計はその金銭的収入だけによって営まれているのではなく、家事・育児労働などがもたらす目にみえない収入(家庭内労働収入)を含めた収入(新しい生計費)に基づいて生活しているとする考え方である。

乳幼児のいる世帯では、他の世帯に比べ家事・育児時間の長い点が特徴的であるため、乳幼児のいる世帯といない世帯の「新しい生計費」の比較から乳幼児養育費を求めるという方法は、妥当かつ有効と思われる。

注7)(社)日本家政学会家庭経済学部会編『生活の経済学と福祉』建帛社(1993)pp.202~206参照

2 母親の就労放棄に伴う所得の機会損失からみた乳幼児養育費

(1) 就労放棄に伴う損失

ここでは、上記の方法に基づいて乳幼児養育費を算定する。すなわち母親が乳幼児を養育するために就労を放棄することによって、どのくらいの所得を失ったことになるのかを明らかにするために、乳幼児のいる世帯と夫婦のみの世帯の「妻(配偶者のうち女)の勤め先収入」の差額を求める。『1999年 全国消費実態調査』の世帯類型別データより、これを算定した結果は表2のとおりである。

乳幼児のいない夫婦のみの世帯における妻は、平均で1か月当たり9万7千円の勤め先収入を得ているのに対し、乳幼児のいる世帯の妻は1万4千円から4万5千円の収入しか獲得できていない。それぞれの差額として求められる乳幼児養育費は、子どもの年齢が低いほど、人数が多いほど母親の就労機会が失われやすいことから高額となる。

例えば、3~6歳の子ども1人をかかえる世帯の乳幼児養育費は1か月当たり5万2千

円で、消費支出の18%に相当する金額であるのに対し、2歳未満の子ども2人をかかえる世帯の乳幼児養育費は1か月当たり8万3千

円となり、当該世帯の消費支出の29%にも及ぶことがわかる。

表2 母親の就労放棄に伴う所得の機会損失からみた乳幼児養育費<1か月当たり；円>

| 収支項目 | 世帯類型 | | | | | |
|----------------------|----------|---------|----------|---------|------------|------------------|
| | 夫婦と乳幼児1人 | | 夫婦と乳幼児2人 | | 夫婦と乳幼児3人以上 | 夫婦のみ (夫が30歳代) |
| | 長子2歳以下 | 長子3～6歳 | 長子2歳以下 | 長子3～6歳 | 長子6歳以下 | |
| 妻(母親)の勤め先収入 | 26,956 | 44,695 | 13,902 | 29,961 | 20,795 | 96,839 |
| 世帯の乳幼児養育費 | 69,883 | 52,144 | 82,937 | 66,878 | 76,044 | - |
| 消費支出 | 261,725 | 295,603 | 286,117 | 287,380 | 298,084 | 281,279 |
| 消費支出に対する乳幼児養育費の割合(%) | 26.7 | 17.6 | 29.0 | 23.3 | 25.5 | - |

注)妻(母親)の勤め先収入、消費支出のデータは、総務省統計局『1999年 全国消費実態調査報告(第1巻 家計収支編)』(2001)における世帯類型別1世帯当たり1か月間の収入(勤労者世帯)に基づいた。

(2) 就労継続性からみた損失

このように、乳幼児をかかえる世帯では、その母親が、自らの社会的労働を犠牲にすることによって、生活費の概ね2～3割に相当する乳幼児養育費を創出していることが理解された。

なお、ここでは1か月当たりの所得の機会損失から乳幼児養育費を算定したが、勤め先収入は就労の継続性に左右されるため、乳幼児養育期に一旦仕事を辞めたとすれば、その

影響は生涯の収入に及ぶであろう。乳幼児の養育を終えた後の再就職時の就労条件は、いうまでもなくきわめて厳しいものになることが予測される。

したがって、生涯収入の視点を導入した場合、母親の就労放棄に伴う所得の機会損失からみた乳幼児養育費は膨大なものとなり、たとえそれを1か月当たりに換算したとしても、表2にみる水準をはるかに上回るものになることは間違いない。

3 新しい生計費概念に基づく乳幼児養育費

(1) 金銭的収入と家庭内労働収入の求め方

次に、上記の新しい生計費概念に基づく乳幼児養育費を算定する。

ここでは、乳幼児のいる世帯としない世帯の家計における金銭的収入と、それぞれの世帯の家事・育児時間から見積もった家庭内労働収入を明らかにする必要がある。

金銭的収入については、これまで同様『1999年 全国消費実態調査』のデータより、夫婦

と乳幼児の世帯と、同世代で夫婦のみの世帯の可処分所得を求めることにする。

また、両世帯の家事・育児時間については、総務省(旧総務庁)統計局が5年に1度実施している『社会生活基本調査』の集計結果による。ここでは、1996年の同調査報告における世帯の家族類型別・年齢別データを用いて、両世帯の夫と妻の家事・育児時間を把握し、さらに、それぞれの家事・育児時間に家政婦

時給(労働省認定の家政婦紹介所で現在1,040円)を乗じて家庭内労働収入を算出する。

最後に、それぞれの世帯の金銭的収入と家庭内労働収入を加算して生計費を求め、夫婦と乳幼児の世帯の生計費から夫婦のみの世帯の生計費を差し引いた金額を乳幼児養育費として捉えることにする。

(2) 世帯の生計費と乳幼児養育費

このような方法に基づいて、夫婦と乳幼児が2人(長子が3~6歳)の世帯の乳幼児養育費を算定した結果は、表3に示したとおりである。

表より、世帯の金銭的収入は、乳幼児がいる世帯よりも夫婦のみの世帯の方が1か月当り3万7千円多いことがわかる。しかし、乳幼児のいる世帯では妻の家事・育児時間が長いため、それらを金銭的に換算した家庭内労働収入は22万円にも及び、夫婦のみの世帯の2倍以上となる。

その結果、金銭的収入と家庭内労働収入を合わせた世帯の生計費は乳幼児のいる世帯で58万2千円、夫婦のみの世帯で49万1千円

となり、両者の差額9万1千円を乳幼児の養育費として捉えることができる。

このようにして求められた乳幼児養育費は、母親の就労放棄に伴う逸失利益からみた乳幼児養育費よりもさらに高い金額を示している。ただし、これは、世帯の生計費規模を大きく捉えた算定方法によっているため、生計費に対する乳幼児養育費の割合に注目した場合には、その水準は16%にとどまるものである。

いずれにしても、ここでの試みは、乳幼児の養育に際し、何よりも負担の大きい家事・育児時間を直接取り込んだ算定方法である点にその意義がある。

また、社会的労働と家庭内労働を家族が生きるうえで同等に必要なものと捉え、2つの労働の成果をもって家族の生活が営まれているとする考え方は、男女共同参画社会における男女の労働のよりよい関係を見極めるうえでも大切と思われる。

表3 乳幼児の養育時間を考慮した乳幼児養育費(1か月当たり;円)

| 収支項目 | 世帯類型 | |
|---------------------|-----------------------|------------------|
| | 夫婦と乳幼児2人 (長子が3~6歳) | 夫婦のみ (夫が30歳代) |
| 金銭的収入(円) | 360,713 | 397,951 |
| 家事労働収入(円) | 220,990 | 93,070 |
| 夫の家事・育児時間(時・分) | 0.19 | 0.18 |
| 妻の家事・育児時間(時・分) | 6.46 | 2.41 |
| 世帯の生計費(円) | 581,703 | 491,021 |
| 乳幼児養育費(円) | 90,682 | - |
| 生計費に対する乳幼児養育費の割合(%) | 15.6 | - |

注)金銭的収入のデータは、総務省統計局『1999年 全国消費実態調査報告(第1巻 家計収支編)』(2001)における世帯類型別1世帯当たり1か月間の可処分所得(勤労者世帯)に基づいた。

夫妻の家事・育児時間のデータは、総務庁(現総務省)統計局『1996年 社会生活基本調査報告(第1巻 その2 全国-生活時間編)』(1998)における世帯の家族類型、年齢、行動の種類別総平均時間(夫:30~39歳・妻:25~29歳)に基づいた。

これからの乳幼児の養育と家計をめぐる諸課題

- 母親の就労を視点として -

以上のように、本稿では乳幼児の養育に必要な費用について、「乳幼児向け支出」と「乳幼児養育費」の2つの視点から明らかにしてきた。

その結果、世帯のおかれた様々な状況別に必要な費用を求めることができたが、「乳幼児向け支出」を捉えるにしても「乳幼児養育

費」を算定するにしても、母親の就労の有様が、それらの決定に関わる非常に重要な要素となっていることが理解された。

そこで、少子化時代を迎え、乳幼児をかかえる家計と母親就労のあり方をめぐってどのような諸課題がみられるかについて要約すると、次のようである。

1 保育所利用機会の保障

第1に求められるのは、男女が働くあらゆる世帯にとって保育所の利用機会が十分に保障され、しかもその料金が安価であることである。保育所の利用機会の保障については、本稿のはじめでも述べた「待機児童ゼロ作戦」に期待するところが大きい。また、保育料の水準については、まず自治体間の格差を縮小し、全体として、より利用しやすい料金体系をつくりだしていかなければならない。その

うえで各自治体の基準のあり方について、例えば3歳未満児の保育料が突出して高い点などについて何らかの対応策が検討されるべきである。さらに関連した問題として、公立保育所の保育時間では就労が困難な父母が、高い料金を支払って利用している無認可保育所に対する助成についても、その拡充が望まれる。

2 企業におけるサポート体制の構築

第2の課題は、企業等において乳幼児を養育する家計を何らかのかたちで支援し、あるいは子育てに関わる一定の時間を保障するなどの制度が整えられることである。現在、厚生労働省では、仕事と育児・介護が両立できるさまざまな制度をもつ企業を「ファミ

リー・フレンドリー企業」として表彰しており、それに取り組む事業主団体に対して助成金の支給が行われている。これを活用するなどして、より多くの企業で、乳幼児をかかえる労働者の家計および生活時間をサポートする体制が構築されるようお願いしたい。

3 家庭における家事・育児負担の軽減

第3に、家庭生活のレベルにおいては、家事・育児労働の負担の軽減が何よりも求められる。真の男女共同参画社会を実現するためにも、また乳幼児をかかえる世帯がより豊かな家計的状况をつくりだすためにも、これまで母親である女性が、その社会的就労機会を犠牲にして取り組んできた家事・育児労働を、できる限り合理化しなければならない。

以上にみてきた諸課題を克服することが、男女共同参画社会における少子化問題の解決のためには不可欠である。乳幼児の養育をめぐり、夫と妻がその社会的環境をふまえつつ、

そのための方法は2つあり、1つは従来家庭内で遂行してきた労働を、社会的に提供される財やサービスに代替する方法、いま1つは父親である男性との分業や協業によって、家事・育児労働の合理化をはかる方法である。2つの方法を適切に組み合わせることによって、世帯の家庭内労働負担は最小となるはずである。

自らの保有するお金と時間と労働力をバランスよく費やし、そのことによって家族の効用が最大となるような意思決定が常に求められるといえよう。